

(その1)

収 支 報 告 書 (令和 6 年分)

※該当箇所に「✓」を付すこと。

政 治 団 体 の 区 分	
☒ 政党の支部	☐ 政 党
☐ その他の政治団体 (後援会等)	☐ 政治資金団体
☐ その他の政治団 体の支部	☐ 政治資金規正法第18条の2 第1項の規定による政治団体

活 動 区 域 の 区 分
☐ 2以上の都道府県の区域等
☒ 同一の都道府県の区域内

国 会 議 員 関 係 政 治 団 体 の 区 分
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項 第1号に係る国会議員関係政治団体
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項 第2号に係る国会議員関係政治団体
公 職 の 候 補 者 の 氏 名
公 職 の 種 類
(現 職 ・ 候 補 者 等)

(※2) 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
令 和 年 月 日 から
令 和 年 月 日 まで

※2 報告対象年の途中で国会議員関係政治団体に該当した
場合又は該当しなくなった場合のみ記入すること。

(ふりがな) (にほんきょうさんとうちばけんいちかわうらやすちくいいんかい)

1 政治団体の名称 日本共産党千葉縣市川浦安地区委員会

2 主たる事務所の所在地 千葉縣市川市真間2-1-4

3 代表者の氏名 櫻井雅人

4 会計責任者の氏名 櫻井雅人

問合せ先

(担当者) 櫻井雅人

(電話) 047-323-6451



資 金 管 理 団 体 の 指 定 の 有 無
☒ 無
☐ 有
※以下は指定「有」の場合のみ記入
公職の種類
(現 職 ・ 候 補 者 等)
資金管理団体 の届出をした 者の氏名

(※1) 資金管理団体の指定の期間
令 和 年 月 日 から
令 和 年 月 日 まで

※1 報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取り消し
をした場合のみ記入すること。

1	1	6	2	5	0
3/31					

定	内	郵	資	国	全	領	N
解	後	窓	N	N	県	N	過

F1	F2	F3	F4	F5	F6
0			R		

収 支 の 状 況

全団体必要

(その2) 注意：収支がない団体にあっても、本表と表（その17）及び表（その20）は提出しなければならない。

1 収支の総括表

		十億	百万	千	円
(1) 収 入 総 額 (①+②)			50	046	560
① (前年からの繰越額)				981	892
② (本年の収入額 = A + B + C + D + E + F + G)			49	064	668
(2) 支 出 総 額 (表(その13-1)の合計額)			39	154	111
(3) 翌 年 へ の 繰 越 額 ((1)-(2))			10	892	449

2 収入項目別金額の内訳

※収支がない場合であっても、上記の表の欄にはすべて記入すること。↑

(1) 個人の負担する党費又は会費

		十億	百万	千	円
金 額 A			3	055	083
員 数				4	898

(2) 寄 附

ア 寄 附（イを除く。）の 区 分		金 額				備 考	
		十億	百万	千	円		
(ア) 個 人 か ら の 寄 附		35	005	825		}	内訳を表(その7-1)へ記載すること。
〔 うち 特 定 寄 附 〕							
(イ) 法 人 そ の 他 の 団 体 か ら の 寄 附							内訳を表(その7-2)へ記載すること。
(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附						}	内訳を表(その7-3)へ記載すること。
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)		35	005	825			←
〔寄附のうち寄附のあっせんによるもの〕						}	内訳を表(その8)へ記載すること。
イ 政 党 匿 名 寄 附							
合 計 B (ア + イ)		35	005	825		←	

※「特定寄附」とは、候補者等が、政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附したものをいう。

※「政党匿名寄附」とは、政党が街頭や講演会等で受けた一件千円以下の寄附をいう。

全団体必要

(その5)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入							
交付金を供与した本部又は支部の名称	金 額				年月日	主たる事務所の所在地	備 考
日本共産党千葉県委員会	十億	百万	千	円	2024. 1. 31	千葉市中央区新千葉3-16-15	
日本共産党千葉県委員会			912	153	2024. 2. 28	千葉市中央区新千葉3-16-15	
日本共産党千葉県委員会			904	343	2024. 3. 31	千葉市中央区新千葉3-16-15	
日本共産党千葉県委員会			899	498	2024. 4. 30	千葉市中央区新千葉3-16-15	
日本共産党千葉県委員会			893	898	2024. 5. 31	千葉市中央区新千葉3-16-15	
日本共産党千葉県委員会			894	332	2024. 6. 30	千葉市中央区新千葉3-16-15	
日本共産党千葉県委員会			901	197	2024. 7. 31	千葉市中央区新千葉3-16-15	
日本共産党千葉県委員会			952	412	2024. 8. 31	千葉市中央区新千葉3-16-15	
日本共産党千葉県委員会			956	777	2024. 9. 30	千葉市中央区新千葉3-16-15	
日本共産党千葉県委員会			908	967	2024. 10. 31	千葉市中央区新千葉3-16-15	
日本共産党千葉県委員会			910	130	2024. 11. 30	千葉市中央区新千葉3-16-15	
日本共産党千葉県委員会			900	990	2024. 12. 30	千葉市中央区新千葉3-16-15	
こ の 頁 の 小 計			11	003,760			
合 計			11	003,760			

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)					寄 附 者 の 区 分		個 人	
寄 附 者 の 氏 名	金 額				年 月 日	住 所	職 業	備 考
	十 億	百 万	千	円				
浅野 誠一			20	000	6.12.28	市川市新井 3-20-5-104	無職	
阿部 公子			104	912	6.11.30	市川市市川 2-3-7	無職	
阿部 卓行			5	000	6.12.28	市川市相之川 2-12-13	看護助手	
荒井 まさ子			20	800	6.12.28	市川市若宮 1-12-1	無職	
荒井 小く子			80	400	6.12.28	市川市穴真間 1-3-5	無職	
荒谷 文子			125	220	6.12.28	市川市本北方 2-3-7-305	無職	
安司 正明			79	600	6.12.28	市川市塩浜 4-2-43-402	無職	
安藤 容子			11	800	6.12.28	浦安市北栄 2-17-17-203	無職	
池原 登美子			15	000	6.7.28	市川市伊勢宿 13-7	無職	
石井 洋			94	400	6.10.31	市川市二俣 2-1-11	無職	
石井 敏子			41	200	6.12.30	市川市人幡 5-20-23	無職	
石塚 隆			7	400	6.7.28	市川市大洲 3-5-12	無職	
伊藤 政行			42	829	6.12.30	市川市稲城 1-21-45	無職	
伊藤 勇二			7	000	6.11.30	浦安市今川 2-5-6	無職	
岩浅 紀久			15	000	6.9.30	市川市新井 3-3-10-303	自営業	
この 頁 の 小 計			670	561				
そ の 他 の 寄 附								
合 計								

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)					寄附者の区分	個人	
寄附者の氏名	金額				年月日	住所	職業備考
	十億	百万	千	円			
伊藤 裕之,			15	000		市川市南八幡 3-5-7,	無職
			5	000	6.6.30.		
			10	000	6.10.16.		
岩谷 尚代,			73	200	6.12.28.	市川市中国分 1-12-10.	無職
氏 家 敦好,			5	000	6.10.13.	市川市大野町 4-32-15-13.	無職
及川 国寿,			316	900	6.12.30.	浦安市北栄 2-24-12.	無職
大久保 厚,			20	000	6.10.30.	市川市南行徳 4-8-15.	無職
大久保 詠子,			45	400	6.12.28.	市川市南行徳 4-8-15.	無職
大島 朋光,			93	200	6.4.30.	習志野市津田沼 5-2-39.	医師
大竹 順孝,			5	000	6.12.28.	浦安市当代島 2-14-5.	無職
大野 盛正,			21	160	6.12.25.	市川市大和用 3-13-18.	無職
岡田 庄一郎,			50	400	6.10.28.	市川市八幡 1-18-16.	無職
小栗山 敬子,			59	200	6.12.28.	市川市北国分 3-17-3.	無職
小栗山 正美,			441	100	6.12.27.	市川市北国分 3-17-3.	会社員
小沢 利幸,			41	900	6.12.27.	市川市自羽 1-21-9.	無職
この頁の小計			1187	460		莫知具	
その他の寄附						→ ※ 下記注意(1)参照。	
合 計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。	

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)					寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名	金額				年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千	円				
小畑 綱義			22	000	6.11.30	市川市大野町4-3157-1	無職	
栢 森 みどり			65	513	6.12.28	市川市菅野1-20-24	公社員	
片桐 礼子			22	800	6.12.28	市川市宮久保6-11-10	無職	
金山 正和			10	000	6.12.25	市川市相之川1-18-2-301	無職	
金子 貞作			174	067	6.12.28	市川市大野町3-116-2	無職	
金子 隆一			10	000	6.3.25	市川市北方3-2-16-603	無職	
河井 聰八郎			16	800	6.12.28	浦安市日の出6-2-C-1203	無職	
川鍋 正敏			39	500	6.11.30	市川市菅野1-17-21	無職	
菅野 順子			20	000	6.12.28	市川市北国分2-31-10	無職	
菊地 道子			28	000	6.10.17	浦安市入船5-34-305	無職	
木村 孝司			60	000	6.12.25	市川市市川南2-4-12-806	無職	
杭近 百恵			300	000	6.4.19	市川市末広1-10-18-408	無職	
倉持 孝			20	400	6.12.28	市川市東国分2-1-36-903	無職	
栗山 博明			41	520	6.11.30	市川市真間5-14-12	無職	
黒田 輝男			13	000	6.12.28	市川市中国分4-11-24	無職	
この頁の小計			843	600	/			
その他の寄附					→ ※ 下記注意(1)参照。			
合 計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)					寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名	金額				年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千	円				
高坂 進,			57	200	6.3.30	市川市市川 2-20-7,	無職	
合田 淳子,			12	800	6.12.28	浦安市入船 6-1-802,	無職	
古小高 弘則,			86	600	6.10.30	市川市大和 3-21-15,	無職	
小島 徳,			20	000	6.12.28	市川市島尻 1-44-1903,	無職	
児島 玲子,			11	200	6.12.28	市川市大洲 3-2-11,	無職	
児玉 陽子,			21	000	6.12.28	浦安市日の出 1-4-J-202,	無職	
小林 信子,			8	900	6.3.30	市川市稲荷木 1-33-6,	無職	
小日向 文男,			10	000		市川市稲荷木 2-22-5,	無職	
			5	000	6.8.5,			
			5	000	6.11.30,			
小松 セツ,			34	200	6.12.28	浦安市入船 3-3-2,	無職	
小峰 国明,			4	000	6.12.28	市川市新井 1-14-17,	無職	
小山 久美子,			23	030	6.12.28	市川市北古 2-10-16,	無職	
齊藤 邦男,			22	000	6.12.28	市川市国分 2-8-16,	無職	
齊藤 修子,			15	000	6.12.28	市川市中山 4-18-6,	パート従業員	
この頁の小計			539	930				
その他の寄附								
合計								

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)					寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名	金額				年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千	円				
境野 久子			8000		6.12.28	市川市相之川 1-27-3	自営業	
酒井 史子			485000		6.12.21	市川市大洲 3-20-7	県議会議員	
杉井 雅人			140000		6.12.30	市川市北方町 4-1441-2-205	政党職員	
佐々木 陽子			53800		6.12.28	市川市北国分 4-8-6	無職	
佐藤 英子			40000		6.11.30	市川市本北方 3-14-9	無職	
佐藤 和彦			21300		6.12.28	浦安市美浜 4-30-13	無職	
佐藤 暢子			65500		6.7.25	浦安市東野 1-13-12	無職	
佐藤 道江			10000		6.4.30	市川市菅野 2-12-13	無職	
佐藤 陽一			100000		6.10.30	浦安市今川 1-3-5	歯科医師	
澤谷 淑子			21200		6.12.30	市川市南行徳 2-10-13	市非常勤職員	
篠原 隆子			21900		6.11.30	市川市柏井町 1-1761-2	無職	
四ノ宮 寿義			15000		6.10.31	市川市原木 4-4-13	無職	
渋谷 康治			57920		6.12.28	市川市中山 4-11-5	無職	
清水 要			8000		6.12.27	浦安市美浜 5-7-1004	大学職員	
下田 者会			30000		6.10.30	市川市本北方 2-3-5-501	無職	
この頁の小計			1077620					
その他の寄附								→ ※ 下記注意(1)参照。
合 計								→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)					寄 附 者 の 区 分		個 人	
寄 附 者 の 氏 名	金 額				年 月 日	住 所	職 業	備 考
	十億	百万	千	円				
清 水 美奈子		1	752	000		市川市須和田2-12-3	市議会議員	
			382	500	6.3.26			
			746	500	6.6.22			
			623	000	6.12.24			
白 幡 悦子			25	200	6.12.28	市川市新井3-27-11	無職	
新 保 由紀子			55	000	6.11.30	市川市真間5-18-14	無職	
鈴 木 清			117	800	6.12.27	東京都敷留米市八幡町1-9-28-C1403	自営業	
鈴 木 敏			44	600	6.12.28	市川市南行徳3-19-21-304	無職	
関 口 明			3	000	6.12.28	市川市相之川1-7-B1312	無職	
高 石 啓三			5	000	6.4.4	市川市新田2-11-13	無職	
高 階 章五郎			46	200	6.12.28	市川市市川4-2-23	無職	
高 階 美江子			42	400	6.11.28	市川市市川4-2-23	無職	
高 橋 希穂			35	000	6.12.28	市川市南大町2-4-D-801	無職	
田 口 勝三			40	000	6.11.30	市川市東菅野2-4-9	無職	
竹 内 朱子			63	000	6.11.28	市川市龜南2-12-23-A903	無職	
この頁の小計			2229	200	/			
その他の寄附						→ ※ 下記注意(1)参照。		
合 計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。		

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)					寄附者の区分	個人	
寄附者の氏名	金額				年月日	住所	職業備考
	十億	百万	千	円			
武田 和夫,			26	000,	6.12.7,	市川市東大和田2-10-11,	無職
田島 早苗,			53	400,	6.12.28,	浦安市月出1-4-E-1301,	無職
田島 孝雄,			32	000,	6.12.28,	浦安市月出5-23-302,	無職
伊達 政敏,			58	000,	6.12.28,	市川市若宮3-20-12,	無職
田中 長義,			212	200,	6.11.30,	市川市曹谷5-22-7,	無職
谷口 初江,			4	500,	6.12.28,	市川市広尾1-12-8-508,	会社員
谷藤 利子,			65	400,	6.12.28,	市川市福栄2-1-1-713,	無職
長 かの子,			20	000,	6.12.28,	市川市中山4-5-16,	日本語教師
長 利一,			10	000,	6.10.30,	市川市中山4-5-16,	無職
津国 とこ子,			10	000,	6.12.30,	市川市幸1-1-1-124,	無職
辻 寿,		14	148	708,	6.9.25,	市川市東大和田1-8-5-5,	無職
徳住 堅次,			25	456,	6.12.25,	市川市常野3-18-6,	無職
徳 特 純平,		1	452	000,		市川市大和田4-16-20,	市議会議員
			786	000,	6.6.25,		
			666	000,	6.12.24,		
この頁の小計		16	117	664,			
その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
合 計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)					寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名	金額				年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千	円				
戸田 節			71	700	6.12.25	市川市中国分 2-17-7	無職	
戸塚 亨			40	000	6.7.28	市川市南八幡 3-13-6-901	無職	
富高 正勝			6	000	6.12.28	市川市塩焼 4-10-3-208	無職	
中尾 不盡彦			66	800	6.12.25	市川市新田 1-22-3	無職	
中村 慶治			28	800	6.12.28	浦安市入船 4-6-21	無職	
中村 順三			5	840	6.6.28	市川市南行徳 4-13-14	無職	
中村 英一			62	400	6.12.28	市川市南八幡 3-23-3-507	無職	
中村 小みえ			2	000	6.12.28	市川市南行徳 3-19-21-404	無職	
中村 美恵子			32	600	6.12.30	市川市国分 4-19-6	無職	
中村 祐三			3	600	6.12.28	市川市北国分 3-6-2	無職	
新村 トシ			98	600	6.11.30	市川市真間 1-6-9	無職	
西山 隆久			58	400	6.10.30	市川市新田 1-9-26	無職	
根岸 武雄			108	000	6.11.30	市川市八幡 6-14-19	無職	
野賀 由紀恵			20	000	6.10.30	市川市若宮 3-5-2	会社員	
橋本 昭十四			80	000	6.12.28	浦安市当代島 1-9-18	無職	
この頁の小計			684	740				
その他の寄附								
合 計								

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)					寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名	金額				年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千	円				
高 治 子,			14	000.	6.12.28	市川市新井3-9-20.	無職	
馬場 富美子,			13	400.	6.11.30.	市川市東菅野4-30-1.	無職	
林 輝 夫,			38	000.	6.11.30.	市川市若宮3-59-2.	無職	
平野 千代子,			38	000.	6.12.30.	浦安市入船6-1-1018.	無職	
廣瀬 満 夫,			33	000.	6.12.28.	市川市東大和田1-22-4.	無職	
廣 瀬 田 徳 子,			180	000.		市川市塩尻2-2-1-311.	市議会議員	
			343	000.	6.3.25.			
			879	000.	6.6.25.			
			579	000.	6.12.31.			
藤井 哲 士,			60	000.	6.11.30.	浦安市目の出1-2-2.	無職	
古川 アツ子,			24	200.	6.12.28.	市川市南八幡4-7-3-602.	無職	
塚越 翠,			36	000.	6.11.30.	市川市市川2-3-7.	無職	
塚野 美佐子,			30	800.	6.12.28.	浦安市美浜1-4-215.	無職	
前田 成 子,			19	000.	6.11.30.	市川市福栄4-25-5.	無職	
松尾 禮 子,			408	200.	6.10.28.	市川市越前1-13-15.	無職	
この頁の小計			2485	600				
その他の寄附								
合 計								

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)					寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名	金額				年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千	円				
松木 保,			120	000,	6.12.28,	茨城県銚田市阿玉 1226-10,	無職	
松林 久雄,			89	400,	6.11.28,	市川市北国分 2-21-9,	無職	
松藤 恒夫,			102	400,	6.11.30,	市川市領和町 2-12-3,	無職	
松宮 文子,			49	300,	6.12.30,	市川市中国分 1-15-4,	無職	
松本 敏代,			10	000,	6.4.27,	浦安市北栄 2-8-32,	無職	
松本 昌子,			53	200,	6.12.28,	市川市月見 2-1-12,	無職	
真鍋 章雄,			34	500,	6.10.30,	浦安市弁天 3-2-4-3,	無職	
美勢 麻里,			120	500,	'	浦安市北栄 2-14-39-203,	市議会議員	
			764	900,	6.6.28,			
			440	600,	6.12.24,			
箕輪 元就,			5	000,	6.12.28,	市川市南郷 3-18-7,	無職	
箕輪 良行,			140	500,	6.11.28,	市川市若宮 3-32-5,	無職	
元木 美奈子,			71	600,	6.12.28,	浦安市入船 4-37-14,	無職	
森 文代子,			83	200,	6.11.30,	市川市八幡 2-11-13,	無職	
森野 卓郎,			609	000,	6.2.28,	浦安市堀江 4-8-1-230,	無職	
この頁の小計			2573	600,				
その他の寄附								
合 計								

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)						寄 附 者 の 区 分		個 人	
寄 附 者 の 氏 名		金 額				年 月 日	住 所	職 業	備 考
		十億	百万	千	円				
柳	竹 志,			116	480,	6.12.30	市川市田尻 4-1-20-510,	政党職員	
柳	美智子,		2	854	020,		市川市新田 3-5-1,	市議会議員	
			1	160	020,	6.3.31			
				812	000,	6.6.30,			
				882	000,	6.12.14,			
小 田	竜 進,			110	000,	6.11.30	浦安市入船 3-22-202,	会社員	
山 本	信 子,			25	000,	6.10.16,	新潟県上越市仲町 2-3-5,	会社員	
柳 栗	勝,			32	589,	6.11.30,	市川市南八幡 1-4-2-603,	無 職	
関 根	光 世,			12	000,	6.12.27,	市川市新井 3-15-19,	無 職	
岡 部	裕 実,			5	000,	6.10.22,	市川市市川 1-15-18-1204,	無 職	
関 根	勝 昭,			4	800,	6.12.27,	市川市新井 3-15-19,	無 職	
佐 藤	義 雄,			5	573,	6.5.28,	浦安市入船 2-23-102,	無 職	
こ の 頁 の 小 計			3	165	462				
そ の 他 の 寄 附			3	430	388	→ ※ 下記注意(1)参照。			
合 計			35	005	825	→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その13-1)

3. 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表										
項 目				金 額				本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出		備 考
1	経 常 経 費			十億	百万	千	円	十億	百万	千 円
	(1)	人 件 費			15,734	894				
	(2)	光 熱 水 費			255	114				
	(3)	備 品 ・ 消 耗 品 費			2,506	212				
	(4)	事 務 所 費			7,409	445				
小 計 ((1)～(4))					25,905	665				
2	政 治 活 動 費			十億	百万	千	円	十億	百万	千 円
	(1)	組 織 活 動 費			4,678	795				
	(2)	選 挙 関 係 費			2,040	632				
	(3)	機関紙誌の発行その他の事業費※			495	539				
	(内 訳)	ア 機関紙誌の発行事業費	※ア行からエ行の合計を、(3)行に記載すること							
		イ 宣伝事業費			495	539				
		ウ 政治資金パーティー開催事業費								
		エ その他の事業費								
	(4)	調 査 研 究 費			6	600				
	(5)	寄 附 ・ 交 付 金			6,026	880			6,026	880
	(6)	そ の 他 の 経 費								
小 計 ((1)～(6))					13,248	446		うち本部・支部間の交付金合計		6,026,880 円
合 計					39,154	111		←1の小計と2の小計の合計を記載すること。		

注意 支出が存在する場合は、下表に従い必要書類を添付すること(詳細は表(その14)、(その15)の注意書きを参照。)

団体区分	個別に記載する金額	経常経費内訳書(その14)	政治活動費内訳書(その15)
国会議員関係政治団体	1件1万円を超える支出	必要	必要
上記以外の政治団体 (政党・資金管理団体・後援会等)	1件5万円以上の支出	不要 ※資金管理団体は必要	

本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出がある場合は、(その16)を添付すること。

↓該当する分類を必ず記入すること

注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
(2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とすること。
(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5) 項目別区分け 総括表の項目を「適宜 小分類」し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15)

↓ 該当する項目に必ず☑をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入 選挙対策費	
		☐ 1 組織活動費 ☒ 2 選挙関係費 ☐ 3 機関紙誌の発行事業費 ☐ 4 宣伝事業費 ☐ 5 政治資金パーティー開催事業費	☐ 6 その他の事業費 ☐ 7 調査研究費 ☐ 8 寄附・交付金 ☐ 9 その他の経費			
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考	
ポスター印刷代,	十億 百万 千 円 500,000	2024. 8. 22	あかつき印刷株式会社,	東京都渋谷区千駄ヶ谷4-25-2,		
ポスター印刷代	300,000	2024/8/23	株式会社きかんし,	東京都江東区辰巳2-8-21,		
ポスター印刷代	203,180	2024/12/20	あかつき印刷株式会社,	東京都渋谷区千駄ヶ谷4-25-2,		
ポスター印刷代	1,037,452	2024/12/23	株式会社きかんし,	東京都江東区辰巳2-8-21,		
この頁の小計	2,040,632	/				
その他の支出						
合 計	2,040,632					

注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
(2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とすること。
(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5) 項目別区分は、総括表の項目を「適宜」小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15)

↓ 該当する項目に必ず☑をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)				項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目 別区分(小分類)例を参考に記入 宣伝事業費
		☐ 1 組織活動費 ☐ 2 選挙関係費 ☐ 3 機関紙誌の発行事業費 ☒ 4 宣伝事業費 ☐ 5 政治資金パーティー開催事業費	☐ 6 その他の事業費 ☐ 7 調査研究費 ☐ 8 寄附・交付金 ☐ 9 その他の経費				
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)		支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考	
	十億 百万 千 円						
この頁の小計							
その他の支出			495,539				
合 計			495,539				

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
- ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とすること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成する。

↓該当する分類を必ず記入すること

注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
(2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別業とすること。
(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5) 項目別区分け 総括表の項目を「適宜」小分類し、それぞれ別表として作成すること。

(その15)

↓該当する項目に必ず☑をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入			
		☐ 1 組織活動費 ☐ 2 選挙関係費 ☐ 3 機関紙誌の発行事業費 ☐ 4 宣伝事業費 ☐ 5 政治資金パーティー開催事業費	☐ 6 その他の事業費 ☐ 7 調査研究費 ☒ 8 寄附・交付金 ☐ 9 その他の経費		(納付金)			
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金 額		年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考		
納付金	十億	百万	千	円	2024. 1. 31	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			244	880	2024. 2. 28	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			322	970	2024. 3. 31	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			375	445	2024. 4. 30	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			245	340	2024. 5. 31	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			352	800	2024. 6. 30	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			363	370	2024. 7. 31	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			609	450	2024. 8. 31	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			364	740	2024. 9. 30	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			632	265	2024. 10. 31	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			1	260	2024. 11. 30	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			581	335	2024. 12. 30	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			673	820				
この頁の小計			6	026	880			
その他の支出								
合 計			6	026	880			

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とすること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その16)

(4) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳								
支 出 項 目	金 額				年 月 日	交付金の供与を受けた 本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備 考
納付金	十億	百万	千	円	2024. 1. 31	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			244,	880	2024. 2. 28	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			322,	970	2024. 3. 31	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			375,	445	2024. 4. 30	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			245,	340	2024. 5. 31	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			352,	800	2024. 6. 30	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			363,	370	2024. 7. 31	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			609,	450	2024. 8. 31	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			364,	740	2024. 9. 30	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			632,	265	2024. 10. 31	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金		1,	260,	465	2024. 11. 30	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			581,	335	2024. 12. 30	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			673,	820				
こ の 頁 の 小 計		6,	026,	880				
合 計		6,	026,	880				

(その17)

資 産 等 の 状 況

全団体必要

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。） 又は貯金（普通貯金を除く。）	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

注意(1)すべての団体が提出するものであること。

(2)団体としての資産等について記載するものであり、全ての項目について有・無のいずれかに「✓」を付すこと。

(3)「有」欄に✓を付けた資産等については、その内訳を表(その18)に記載すること。

全団体必要

(その20)

全団体必要

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

- ☒ 領収書等の写し
- ☐ 監査意見書 (政党及び政治資金団体に限る。)
- ☐ 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 7 年 3 月 31 日

政治団体の名称 日本共産党千葉県市川浦安地区委員会

会計責任者の氏名 櫻井雅人



(以下は解散届提出時のみ記入)

(代 表 者 の 氏 名

印)

※解散の場合は、解散届も必要となります。

全団体必要